

# 特養「ベッド買い」止まらず

## 自治体、補助金で入所枠確保

特別養護老人ホーム（特養）の優先入所枠を補助金を支払って確保する事例が、複数の自治体で行われていることが、朝日新聞の取材でわかった。「ベッド買い」と呼ばれ、住んでいる地域や所得などに関わらず、平等に福祉サービスを受けられる介護保険制度の趣旨に反している可能性が高い。厚生労働省は実態を把握するための検討を始めた。▼2面へまるで商取引

ベッド買いは、自治体が他の自治体にある特養を運営する社会福祉法人と協定を結び、補助金を支払う見返りに、自らの住民が優先的に入所できる枠を確保する仕組み。全国の都道府県で特養の入所待機者が最も多い東京都内の23区と近接5市に取材したところ、8

ベッド買いの構図



割以上の23区市がこうした協定を結び、計3328の入所枠を持っていた。協定の多くは介護保険制度が始まった2000年よりも前に結ばれたものだが、いまも有効だ。東京以外でも行われている可能性がある。

特養などの介護保険施設は、市区町村が住民の要介護度などからニーズを予測し、定員数を決定。社福法人などが都道府県や市区町村の認可を得て建設する。建設の際に自治体は補助金を支出するほか、その後の運営費として介護報酬を支払い、これらは自治体ごとに決める65歳以上の介護保険料に反映される。都市部は地価が高く土地の取得が難しいことに加え、保険料などを抑えたい自治体の意向もあって建設が計画通り

に進んでいない。

自治体は入所待機者を減らすため、特養建設よりも安くすむベッド買いの協定

## 違法判決以降も

ベッド買いをめぐる違法判決が出ては、過去に違法判決が出ている。特養の入所枠の確保を目的に補助金を支出した三重県川越町の町長に対し、住民が補助金の返還を求めた行政訴訟で、津地裁は02年7月、「入所の確保は介護保険法上許されず、協定は違法」とし、返還を命じた。

「特定の市町村の住民に限定されてはならない」と判断した。訴訟は控訴審で町長が補助金を返還し、和解が成立している。

厚労省はこの判決後もベッド買いの調査をしてこなかった。現在もベッド買いが続いていることに、厚労省の担当者は「介護保険法の趣旨を考えると、入所の判断は介護の必要性や家族の状況などによるべきで、それをゆがめるものではない」としている。

（沢伸也）

介護保険制度は地域に関係なく40歳以上の国民全体で均等に支えられていることから、制度のなかで運営されている特養の入所は

（沢伸也）

# 自治体「1床50万円」社福法人「協議にならぬ」

## 特養入所枠まるまで商取引

高齢化が進むなか、全国で36万人を超える入所待機者がいる特別養護老人ホーム(特養)に、その優先入所枠を自治体が補助金によって確保している実態が明らかになった。朝日新聞が入手した内部文書には、自治体と社福法人との、価格をめぐるビジネス交渉のようなりとりがあつた。

▼1面参照

### 「ベッド買い」

「特養待機が多いなか、どうしてもベッド数を確保したい」「25ベッド確保が困難なことは理解できる。できることなら15ベッド確保で検討してもらいたい」

2011年7月、東京都調布市の担当者が訴えた。相手は東村山市で特養を運営する社福法人の幹部。

内部文書などによると、特養の定員は104床で、調布市はもとも25床を確保する協定を結んでいた。だが、建物が改築されるの

えないことを確認したい。定員については多床室の限定は出来ない、また明確な定員枠については〇〇人程度として随時の相談調整をしたい。建築費補助の場合をおよそどのくらいの金額を考えているのか。

市：以前、〇〇市の特養で〇〇と調布で補助をした時の単価は1ベッド50万円であった。

法人：全く協議にならない単価である。その考え方では到底協議を継続は出来ない」と判断する。

市：以前の単価は国と都の補助に上乗せ単価であったことから、所管にて再検討していきたい。

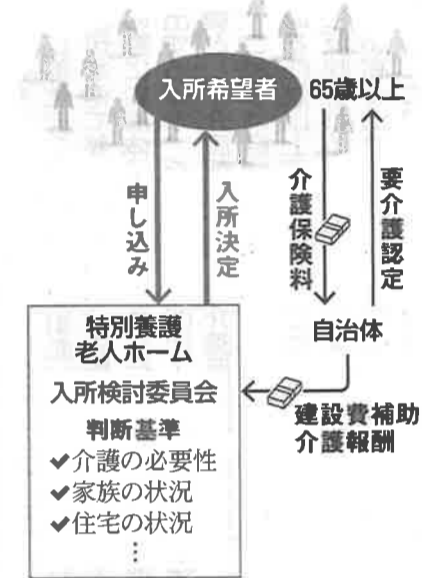
法人：多床室以外の個室についての考え方として、生活保護の住宅扶助は、調布はいくらなのか。それを考えると一定の調布市の上乗せ単価を設定することは出来ないのか。

市：市の住宅扶助は5万2千円である。その考え方で行く可能性を考えると社福法人の減免があれば可能性は広がる。今後の検討課題としたい。

法人：市：今回のヒヤリングを通じて調布市の考え方を所管で調整し再度相談することとする。

内部文書には、確保するベッドの値段をめぐる、東京都調布市と社福法人の交渉経緯が記されていた(画像を一部加工しています)

### 特養と入所希望者と自治体の関わり



### 制度運用 公平に

横浜国立大学・関芙佐子教授(社会保障法)の話 厚労省の省令は、介護の必要の程度(要介護度)と家族などの状況を勘案し、必要性の高い人を優先的に特養に入所させるよう規定している。そうした人たちを全国の40歳から64歳までの世代が連帯して支えるという介護保険制度の趣旨をゆがめない運用が求められる。国は実態を調査し、制度が公平に運用されるよう、必要に応じて省令の改正なども検討すべきだ。

### 税金使途 変更を

高齢者住宅の事情に詳しいタムラプランニング&オペレーティングの田村明孝社長の話 国や自治体は特養の建設に税金を投入しているが、その密接な関係がベッド買いを生んでいるのではないかと。建物への補助をやめて、北欧のように要介護者の負担軽減に税金を使うべきだ。また国が規制を緩和し、民間参入を後押しすれば、利用料は下がって介護の質は上がる。結果、待機者が減って優先入所枠の協定というゆがんだ仕組みはなくなるはずだ。

### 「ニーズある」「法守るしか」

「ベッド買い」は、16年前に裁判で違法と判断されたが、その後も自治体の対応は割れている。

全国の特養の入所待機者の1割近くがいる東京都。北区は「厚労省からダメだと言われたことはない」「(担当者)との理由から優先入所枠の協定は問題ない」としている。ただ、文京区のように「正面から適法かと問われると、どこの自治体も苦しい」「(同)と漏らす自治体もある」。

それでも協定を続けるのは、特養の待機者解消が「市民ニーズだから」(武蔵野市)。「我々は特養への入所を進めたいし、特養側も我々の補助がないと膨大な建設費をまかなえない」としている。

一方、02年7月に違法判決が出たことを受けて協定をやめた自治体もある。

「(西東京市)との声もあった。自治体に優先入所枠を与えている特養幹部は「これまで待機者が増え、協定が定着している以上、厚労省は触れてほしくないのではないか」と漏らした。

特別養護老人ホーム入居待機者家族会の林亀雄会長は「特養の入所を希望しながら5年も待っている人もある。特養側がどうやって入所者を選んでいるのかわからない。不安を抱える家族も多い。自治体が優先入所枠を確保するなんて、あきらかにおかしい」と話している。(沢伸也)

「ベッド買い」は、16年前に裁判で違法と判断されたが、その後も自治体の対応は割れている。

また、両者で結ぶ協定書の中には「調布市民優先入所枠を設ける」とあり、15床の入所枠について「甲(調布市)の求めに応じ、原則、甲の市民とする」「甲の求めに応じて甲の市民を優先的に」とある。

取材に対し、調布市は「(ベッド買いの是非について)厚労省から見解が示されていないので違法」とは考えていないとした。

千代田区の担当者は「判決があつて、区民の優先枠を主張できるのかという議論があり、やめた」と話す。

もともと協定を持つていない江戸川区の担当者は「(ほかの自治体の優先入所枠で)うちの区民が受ける可能性はあるが、介護保険法の趣旨を守るしかない」と話す。

### 「ニーズある」「法守るしか」

「ベッド買い」は、16年前に裁判で違法と判断されたが、その後も自治体の対応は割れている。

また、両者で結ぶ協定書の中には「調布市民優先入所枠を設ける」とあり、15床の入所枠について「甲(調布市)の求めに応じ、原則、甲の市民とする」「甲の求めに応じて甲の市民を優先的に」とある。

取材に対し、調布市は「(ベッド買いの是非について)厚労省から見解が示されていないので違法」とは考えていないとした。

千代田区の担当者は「判決があつて、区民の優先枠を主張できるのかという議論があり、やめた」と話す。

もともと協定を持つていない江戸川区の担当者は「(ほかの自治体の優先入所枠で)うちの区民が受ける可能性はあるが、介護保険法の趣旨を守るしかない」と話す。

市民の方々に優先的にご利用いただけるよう(中略)助成をお願い申し上げます」とある。

また、両者で結ぶ協定書の中には「調布市民優先入所枠を設ける」とあり、15床の入所枠について「甲(調布市)の求めに応じ、原則、甲の市民とする」「甲の求めに応じて甲の市民を優先的に」とある。

の求めに応じて甲の市民を入所させることができないとき(中略)甲は助成金の返還を受けることができると書かれている。

協定を結んだ翌年の13年4月、特養幹部らが入所者を決定する入所検討委員会が開かれた。その記録にはこうある。「調布市の申込者については、定員を満たすよう優先的に順次入所を進めていく。\*調布市との協定に基づく」

取材に対し、調布市は「(ベッド買いの是非について)厚労省から見解が示されていないので違法」とは考えていないとした。

長崎の生薑シロップ。なぜ、テレビCMを連発できる？

今日の注目

▲これがその、長崎の生薑シロップ。

「詳しくは27面の広告へ」

アスリート家庭(エモメント) ☎0120-810-416